

○分賦基本水量等の決定について

制 定 昭和54年3月3日 議案第3号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する「1日最大給水量」及び「分賦基本水量」について、昭和54年度から昭和56年度までの1日最大給水量及び分賦基本水量を次のように定める。

昭和54年度から
昭和56年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、昭和54年度から昭和56年度までについて別表のとおり定める。

附 則

この議決は、議決の日から施行する。

別 表

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
	1日 最大 給水量	分賦基本 水量	1日 最大 給水量	分賦基本 水量	1日 最大 給水量	分賦基本 水量	1日 最大 給水量	分賦基本 水量
54	574,900	147,289,380	254,062	65,090,904	111,588	28,588,992	27,450	7,032,690
55	574,900	146,886,950	254,062	64,913,060	111,588	28,510,880	27,450	7,013,475
56	574,900	146,886,950	254,062	64,913,060	111,588	28,510,880	27,450	7,013,475